

化学物質アドバイザー（仮称）パイロット事業 受講者募集要綱

環境省環境保健部

1. 化学物質アドバイザーが求められる背景

化学物質やそれらを含む製品自体は私たちの日常生活に非常に身近なものになっていますが、化学物質による影響やその仕組みは多くの人々にとって極めて難解です。このような中で、市民の安全と安心を確保するためには、化学物質に関する情報を市民、産業、行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図る必要があります。これをリスクコミュニケーションといいます。現在のところ化学物質のリスクコミュニケーションは十分には進んでいません。

このため、環境基本計画ではリスクコミュニケーションの推進のための化学物質関連情報の提供や人材の養成が重点的取組事項として掲げられています。今後、PRTR制度により、身の回りの化学物質の環境への排出量・移動量が分かるようになると、リスクコミュニケーションの重要性は一層大きくなるものと考えられます。

リスクコミュニケーションに資する人材育成について、環境省ではこれまで検討を進めてきましたが、今般、化学物質に関する正確な情報を分かりやすく伝えることにより対話の推進に役立つことのできる人材（化学物質アドバイザー）の育成・活用に着手することにしました。その一環として、化学物質アドバイザーのニーズや求められる能力・業務等を把握することを目的に、研修・登録・派遣を行うパイロット事業を開始します。

本パイロット事業は、化学物質アドバイザーのあり方、研修方法等につき、得られる情報等をもとにさらに詳細な検討を行うためのものです。従って、よりよい制度の構築のため予告なく、本制度を変更・中止する場合があります。正式な制度発足時には、改めてご案内します。

「化学物質アドバイザー」は仮称です。パイロット事業期間中は、仮称であることの断りなくこの名称を用います。

2. 化学物質アドバイザーとは

化学物質アドバイザーは市民、企業、行政からの要請に応じて、化学物質や化学物質による環境リスク、PRTR制度の仕組みに関する疑問に答えたり、関連する情報を提供することにより、化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進をお手伝いします。

化学物質アドバイザーの活動は、営利を目的としたものではありません。自発的な協力のものと情報提供活動を行っていただきます。

化学物質アドバイザーが必要と考えられるに至った背景や経緯、化学物質アドバイザーの役割の詳細については、<http://www.env.go.jp/chemi/communication/2-1.html>（環境省のページ）もしくは<http://www.ceis3.jp/adviser/index.html>（化学物質アドバイザー事務局のページ）をご覧ください。

化学物質アドバイザーの役目は、以下のようなことです。

市民からの要請

- ・市民グループで「化学物質とその管理」をテーマに勉強会を開催したいので、講師をしてほしい。
- ・PRTR という制度が始まったようだが、どのような制度がよく分からないので勉強会の講師をして欲しい。

- ・近隣の工場でどんな化学物質を扱っているのかわからず不安である。でも、どのような情報を集め、どのような質問したらよいのかわからないのでアドバイスしてほしい。
- ・近隣の工場で「取り扱っている化学物質についての説明会」があるので、一緒に聞いてもらい、我々の疑問に答えてほしい。
- ・近隣の工場で「取り扱っている化学物質の排出量削減計画」について話し合うことになっているので、同席して科学的に不適切な説明があったら教えてほしい。

企業からの要請

- ・企業経営者だが「化学物質の環境リスク」について社内勉強会で社員に説明してほしい。
- ・PRTR という制度が始まったようだが、どのような制度がよく分からないので勉強会の講師をして欲しい。
- ・近々、近隣住民に向けて「取り扱っている化学物質のリスクについての説明会」を開催するのだが、事前に、あるいは同席して、説明内容が正しいかどうか事前に確認してほしい。

行政からの要請

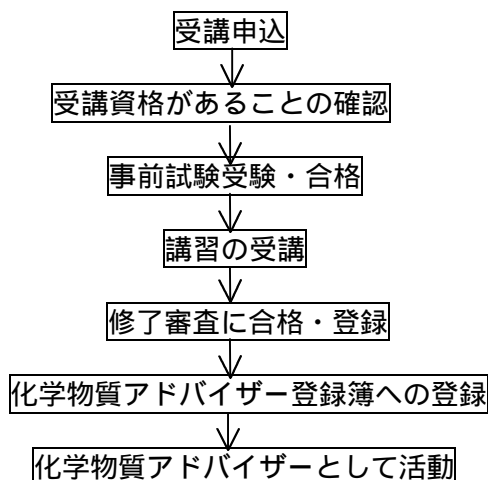
- ・市（県）が「PRTR 結果と地域の化学物質の削減計画」についてセミナーを開催するので、一部の講座の講師をしてほしい。
- ・PRTR 対象事業者向けの説明会で PRTR 制度の説明をしてほしい。

その他、市民や企業、行政からの化学物質に関する諸々の環境関連の疑問に答えたり、必要に応じて専門家の紹介をします。

化学物質アドバイザーはいわゆる資格制度ではありません。「化学物質」「リスク」「PRTR 制度」及び「リスクコミュニケーション」に関する知識とスキルが一定レベル以上であることを登録するものです。それ以外の人々が「化学物質アドバイザー」という名称を使ったり、同様の役割を果たすことを妨げるものではありません。

3 . 化学物質アドバイザーになるには

環境省登録の化学物質アドバイザーとして勉強会・講習会やリスクコミュニケーションの場に参加し活動する意思をお持ちの方は、以下の流れに沿って手続きをして下さい。



4 . 化学物質アドバイザー育成講習を受講するには

4 - 1 . 受講要件

以下の4つの要件を全て満たす方は受講を申し込むことができます。

大学レベルの「化学（有機化学、無機化学、分析化学、農芸化学、工業化学等を含む）」、「薬学」、「毒性学」又は化学物質アドバイザーの業務内容に照らして関係が深いと考えられる分野のいずれかを専攻し、所定の課程を修了していること。

上記知識を生かした社会での実務経験が5年以上あること。

パーソナルコンピュータ及びインターネット使用の実務的知識と技術を持ち、webのブラウジング及び自己専用に割り当てられたE-mailアカウントが利用可能であること。

講習の全日程に参加が可能であること。

環境省登録の環境カウンセラー（専門：化学物質）の方は 及び の要件を満たしているものとみなします。

4 - 2 . 受講申請

以下のwebサイトにアクセスし、所定の方法で受講申請書に入力・送付して下さい。受講申請書が化学物質アドバイザー育成パイロット事業事務局（以下「事務局」）に到着すると事務局から受理通知が送られてきます。

<http://www.ceis3.jp/adviser/index.html>

4 - 3 . テキスト

事前試験及び講習に先立ち、以下のwebサイトにあるテキスト等をもとに自主学習に努めてください。

<http://www.ceis3.jp/adviser/index.html>

4 - 4 . 事前試験の受験

受講申込をされた方には、4 - 1の要件に合致することを確認後、まず事前試験を受けていただきます。事前試験は、受講の申込をされた方が講習を受講するに十分な知識レベルに達しているかどうかを確認するためのものです。

問題は指定の期間にE-mailでご連絡します。事前に公表されているテキストなどを用いて事前に十分な自主学習をした上で、回答をE-mailにてご返送下さい。出題は以下に示す9つの分野から行われます。

- 1 . 化学物質排出把握管理促進法及び化学物質関連法規
- 2 . 分析化学
- 3 . リスク
- 4 . 人への影響
- 5 . 環境への影響
- 6 . リスク評価
- 7 . リスクコミュニケーション
- 8 . 化学物質アドバイザーの役割
- 9 . 情報検索

合否は事前試験の受験者全員に通知します。なお、事前試験に不合格であっても次回以降の講習を再受験することは可能です。

4 - 5 . 講習の受講

講習は東京と大阪の会場でそれぞれ2日間開講されますので、いずれかの講習を受講下さい。受講申請時に希望を出した会場以外では受講できませんのでご注意下さい。

東京会場：平成15年3月2日(日)～3月3日(月)

大阪会場：平成15年3月16日(日)～3月17日(月)

講習の全日程を受講しないと審査、登録の対象となりません。

講習当日は、運転免許証等受講者ご本人であることを確認できる書類をお持ち下さい。

4 - 6 . 修了審査・登録

化学物質アドバイザーとして人材登録されるための修了審査・登録は以下の3段階で行われます。

面接審査

面接形式で、化学物質アドバイザーとしての業務に必要な知識、コミュニケーションスキルの修得度をはかる口述審査を行います。その場で各人に課題が出され、実践形式で課題をこなしていただきます。面接審査は講習の最終日に行われます。

記述審査

講習のカリキュラムに含まれる全ての科目から出題されます。選択形式と記述形式の問題があります。教材やノートの持ち込みはできません。

総合判定

面接審査と記述審査の結果は有識者で構成される「合否判定委員会」に諮られ、合否判定が決定します。総合判定には通常、講習の受講日から一ヵ月程度かかります。

合否判定結果は受講者全員に通知されますが、その結果についての異議申し立てはできません。不合格となった場合は、事前試験を受けることなく次回以降の講習を再受講することができます。

4 - 7 . 人材登録

化学物質アドバイザーに登録された方は、化学物質アドバイザー登録簿(以下「登録簿」)に必要な所定の情報を提供していただきます。環境省では、提供いただいた情報をもとに登録簿を作成・公表します(登録簿のイメージは<http://www.ceis3.jp/adviser/index.html>参照)。

登録簿への掲載を拒否した場合は登録が取り消されます。

4 - 8 . スケジュール(予定)

東京会場	受講者募集	平成15年2月4日(火)～2月14日(金)
	事前試験問題通知	2月17日(月)
	事前試験回答提出期限	2月24日(月)
	事前試験結果及び講習日程通知	2月26日(水)
	講習・修了審査	3月2日(日)～3月3日(月)
	講習・修了審査時間は、両日とも9:00～19:30頃まで。	
	審査結果通知	3月下旬

大阪会場 受講者募集	平成15年2月4日(火)～2月14日(金)
事前試験問題通知	2月17日(月)
事前試験回答提出期限	2月24日(月)
事前試験結果及び講習日程通知	3月7日(金)
講習・修了審査	3月16日(日)～3月17日(月)
講習・修了審査時間は、両日とも9:00～19:30頃まで。	
審査結果通知	3月下旬

5. 化学物質アドバイザーの活動について

5-1. 派遣と結果の報告

・化学物質アドバイザーの派遣依頼者は、派遣要項に従って、事務局に化学物質アドバイザーの派遣を依頼してきます。事務局は所定のルールに従って化学物質アドバイザーを選び、依頼内容を連絡します。事務局から連絡を受けた化学物質アドバイザーは、所定の手続きに従って、依頼者に連絡して詳しい依頼内容を聞いて下さい。

・依頼内容が自分の専門分野とかけ離れている、訪問先が遠くて移動時間が割けない、要請があった回数ほど訪問する時間がない、等の理由で依頼を断ることはできますが、可能な限り依頼に応じて下さい。

・化学物質アドバイザーは、依頼を受諾したら事務局にご連絡下さい。依頼者から事務局に「派遣に関する申請書」が提出され次第、事務局から化学物質アドバイザー宛に「派遣に関する承諾書」を送付します。「派遣に関する承諾書」を受け取ったら、早速業務に取りかかって下さい。

依頼者と化学物質アドバイザー間で派遣依頼に合意していても、手続き上の不備がある場合には、派遣が承認されない場合もありますのでご注意下さい。

また、依頼者はこの手続きに不慣れな場合が多いので、なるべくフォローしてあげて下さい。

・化学物質アドバイザーは、当該案件について化学物質アドバイザーとしての活動が終了したら、所定の書式に従い一ヶ月以内(年度末の場合は、見込みでもいので2月末までに)に「化学物質アドバイザー結果報告書(化学物質アドバイザー用)」を提出して下さい。

パイロット事業期間中は、例え化学物質アドバイザーパイロット事業事務局を経由されていない業務であっても、その活動内容をご報告下さるようご協力をお願いします。

5-2. 経費の負担(平成14年度及び15年度のみ)

・「化学物質アドバイザー結果報告書」が、化学物質アドバイザー及び依頼者の双方から提出された場合には、必要と認められる旅費を化学物質アドバイザーパイロット事業事務局規定に従いお支払いします(ただし、一つの案件 について5万円を上限とします)。また、3月に行われた活動にかかる交通費についてはお支払いできない可能性がありますので、その場合は、事前(2月末まで)に化学物質アドバイザーパイロット事務局にご相談下さい。

「一つの案件」とは、同一の依頼者、もしくは同一の依頼者と同一のコミュニケーション相手が、同一の申請理由に関する内容についてコミュニケーションしている場合を指し、複数回派遣されても「一つの案件」とみなします。化学物質アドバイザー及び依頼者とも、「化学物質アドバイザー結果報告書」の提出は「一つの案件」について1回となります。

ただし、活動が複数年度にまたがる場合には、年度ごとに「化学物質アドバイザー結果報告書」を提出してください。この場合、旅費は年度ごとに支払われます。

平成14年度の経費の申請については、事務局にお問い合わせ下さい。

- ・交通費は、公共交通機関を利用した分に限り申請して下さい。
- ・支給された交通費は、公開の請求があった場合にはすべて公表されます。
- ・謝礼を受け取る場合には、別途定める「謝金規定」の範囲内として下さい。
- ・説明に当たって必要となる配布資料等は化学物質アドバイザーが自ら作成又は依頼者に依頼して下さい。必要部数を依頼者が準備するよう要請して下さい。環境省から発行しているパンフレット、報告書等の印刷物を利用する場合には、別途事務局にご相談下さい。

5 - 3 . 禁止事項

化学物質アドバイザーの役割と立場を十分に理解し、逸脱した行為や解説がないように注意して下さい。特に以下の点には留意して下さい。

- ・自分が十分な知識を持っていないと判断される分野に話が及んだ場合には、その分野の専門家に説明を依頼するなどして対応して下さい。不確かな情報や誤った情報を提供しないよう注意して下さい。
- ・当該業務の推進に伴う会食、懇親会等への参加、贈答品の受領は常識的な範囲に限ります。依頼者から謝金の支払いに関する確認があった場合には「謝金規定」がある旨を説明し、それに従うよう依頼して下さい。金品等の不正な授受、不適切な懇親会や会食への参加が明らかになった場合には登録が抹消されることがあります。
- ・化学物質アドバイザーとしての業務を通じて知り得た情報については、守秘義務が生じる場合がありますので注意して下さい。

5 - 4 . 活動の評価方法

- ・化学物質アドバイザーは、勉強会、説明会、リスクコミュニケーションの現場等での活動の結果を「化学物質アドバイザー結果報告書(アドバイザー用)」により報告して下さい。
- ・化学物質アドバイザーは依頼者に、「化学物質アドバイザー結果報告書(依頼者用)」を提出するよう依頼して下さい。
- ・将来的には、評価結果をポイント化するなどして登録簿に記載することを検討しています。
- ・「化学物質アドバイザー結果報告書」が提出されなかったり、「化学物質アドバイザー結果報告書」に記載された内容によって化学物質アドバイザーとしての能力に疑義が生じた場合には「合否判定会議」に諮問され、登録抹消になることもあります。

連絡先：化学物質アドバイザー育成パイロット事業事務局
(社)環境情報科学センター
〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-7-24
電話：03-3265-3955
FAX：03-3234-5407
担当：高松、石丸、清水
E-mail：adviser@ceis.or.jp